

未熟児養育医療給付制度について

身体の発育が未熟なまま生まれた新生児が指定医療機関に入院した場合、その医療費（保険適用分）の自己負担分を、市が申請者に代わって支払う制度です。

※保険適用外分（光熱費、おむつ代等）については、全額自己負担になります。

◆対象者

次のいずれかに該当する飯能市在住の未熟児で、入院治療を必要とする児です。

- 1 出生時の体重が2000g以下のもの
- 2 生活力が弱く、医師が入院治療を必要と認めたもの

◆申請について

生後2週間以内（誕生日を含む）に、保健センターへ申請書を提出してください。未熟児養育医療給付の申請者は、対象者の保護者とします。

◆提出書類

裏面の書類を保健センターに提出してください。

◆養育医療券

申請が承認された場合、申請者の方へ「養育医療券」を郵送します。「養育医療券」は届き次第、速やかに病院へ提出してください。

※保健センターに申請してから承認までに約2～3週間かかります。

※申請が承認されなかった場合は、その旨を通知します。

◆「養育医療に要する費用のうち扶養義務者の負担すべき費用」の免除について

申請が承認された場合、申請者の方へ「養育医療に要する費用のうち扶養義務者の負担すべき費用」（この費用は、世帯の所得から自己負担分として算出します。）について、記載した通知を郵送します。

こちらについては、「5. 未熟児養育医療一部負担金に関する同意書」「6. 同意書」を申請時に提出することで、市が子ども医療費を代理受領し、申請者の方の負担金を免除します。

◆変更等の手続き

- 1 給付を継続する場合（養育医療券に記載されている有効期限以降も入院が継続する場合等）には、事前に保健センターにて継続の手続きをしてください。
- 2 申請事項（加入保険、住所、氏名等）に変更等があった場合には、速やかに保健センターへ届出をしてください。

◆給付承認期限について

対象者の1歳の誕生日の前々日までとなります。また再入院は、医療券の有効期間中であっても養育医療の給付対象にはなりません。

◆提出書類について

1	養育医療給付申請書	(様式第3号)											
2	養育医療意見書	(様式第4号) ※指定養育医療機関の担当医師が記入											
3	世帯調書	(様式第5号)											
4	同意書	<p>(様式第6号)</p> <p>未熟児養育医療に要する費用のうち、扶養義務者の負担すべき金額を求めるのに必要な市町村民税所得割額を、飯能市及び他の地方公共団体の市町村民税を取り扱う部署の保有する地方税関係情報(マイナンバー法に基づく情報連携)を利用して確認します。</p> <p>「3 世帯調書」の“児童の属する世帯構成”の“世帯構成員”及び“世帯外扶養義務者”の方全員の署名が必要です。</p> <p>※申請者は「1 養育医療給付申請書」の申請者(扶養義務者)の方です。</p> <p>※地方税情報確認年度</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>1月から6月に申請する場合</th> <th>7月から12月に申請する場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認年度</td> <td>前年度の地方税情報</td> <td>今年度の地方税情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">例</td> <td>(令和6年5月に申請する場合)</td> <td>(令和6年9月に申請する場合)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度の情報</td> <td>令和6年度の情報</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合	確認年度	前年度の地方税情報	今年度の地方税情報	例	(令和6年5月に申請する場合)	(令和6年9月に申請する場合)	令和5年度の情報	令和6年度の情報
申請月	1月から6月に申請する場合	7月から12月に申請する場合											
確認年度	前年度の地方税情報	今年度の地方税情報											
例	(令和6年5月に申請する場合)	(令和6年9月に申請する場合)											
	令和5年度の情報	令和6年度の情報											
5	未熟児養育医療一部負担金に関する同意書	(様式第8号)											
6	同意書	<p>子ども医療費請求時に保健センターから子ども医療費担当課(市役所保険年金課)へ提出します。</p> <p>※子ども医療費を市が代理受領する場合のみ必要となります。</p>											
7	子ども医療費受給資格証	6と同様に子ども医療費を代理受領することに必要です。											
8	子どもの健康保険証	健康保険証ができていない場合は、被保険者と記号番号が同一と確認できれば、被保険者の健康保険証でも可。											
9	マイナンバー法施行により、申請時に個人番号(マイナンバー)を記入することが必要となりました。これに伴い、次のとおり申請者の番号確認及び本人確認が必要となります。	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1) 個人番号カードを持っている場合</td> <td>個人番号カードのみ</td> </tr> <tr> <td>2) 個人番号カードを持っていない場合</td> <td>①通知カード ②運転免許証またはパスポート</td> </tr> </table>	1) 個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみ	2) 個人番号カードを持っていない場合	①通知カード ②運転免許証またはパスポート							
1) 個人番号カードを持っている場合	個人番号カードのみ												
2) 個人番号カードを持っていない場合	①通知カード ②運転免許証またはパスポート												
10	その他必要と認められる書類	・生活保護受給者証(証明書)											

※申請時にお子さんの様子や産後のお母さんの心身の状況を保健師が確認させていただきます。

<p>問合わせ先</p> <p>飯能市健康推進部保健センター 保健推進担当</p> <p>住 所：飯能市双柳371-13 電 話：042-974-3488 FAX：042-974-6558 E-mail：kenkozukuri@city.hanno.lg.jp</p>
